

株式取扱規程

サインポスト株式会社

第1章 総 則

(目 的)

第1条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款第11条に基づきこの規程の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の記録又は変更を行うものとする。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第4条 株主は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人の代表者)

第5条 株主が法人であるときは、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主又はその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定めなければならない。

2 前項の常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所は、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなすものとする。

(登録株式質権者)

第10条 登録株式質権者には本章の規定を準用する。

第3章 株主確認

(株主確認)

第11条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。

3 代理人により請求等をする場合は、前2項の手續のほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。

4 代理人についても第1項及び第2項を準用する。

第4章 株主権等の行使手續

(書面交付請求および異議申述)

第12条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供制度事項を記載し

た書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

（少数株主権等の行使手続）

第13条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名又は記名押印した書面により行うものとする。

（株主提案議案の株主参考書類記載）

第14条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当会社が定める分量は以下のとおりとする。

（1）提案の理由

各議案ごとに400字

（2）提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに400字

（10を超える数に相当することとなる数の議案の決定方法）

第15条 株主が10を超える数の議案の要領を株主に通知することを請求する場合、会社法第305条第4項前段の10を超える数に相当することとなる数の議案は、次の各号の定めに従い定める。ただし、当該請求をした株主が当該請求と併せて提出しようとする2以上の議案の全部又は一部について議案相互間の優先順位を定めている場合には、その定めに従いこれを定める。

（1）株主の請求内容が横書きで記載されている場合 上から数えて定める

（2）株主の請求内容が縦書きで記載されている場合 右から数えて定める

（3）株主の請求において議案が秩序だって記載されていない場合その他前2号のいずれかにあたるとは認められない場合 代表取締役が定める

第5章 単元未満株式の買取り

（単元未満株式の買取請求の方法）

第16条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

（買取価格の決定）

第17条 買取請求の買取単価は、買取請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初

になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第18条 当会社は、前条により算出された買取価格を、当会社が別途定める場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第19条 買取請求を受けた单元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

第6章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第20条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第7章 手数料

(手数料)

第21条 第16条の单元未満株式買取請求に係る手数料は、無料とする。

第8章 総株主通知等の請求に係る正当な理由

(総株主通知の請求に係る正当な理由)

第22条 当会社が総株主通知を請求することができる場合として振替法第151条第8項に規定する正当な理由は以下のとおりとする。

(1) 当会社が、法令、上場規則、定款その他の規則（日本国以外のものも含み、以下これらをあわせて「法令等」という。）に基づき株主に対して通知をするために必要があるとき。

(2) 当会社が、法令等に基づき、株主に関する情報を公表し、又は官公署若しくは金融商品取引所に提供するために必要があるとき。

- (3) 当会社が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4) 上場廃止、免許取消しその他当会社又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5) 当会社が、法令等に基づく手続に関し株主に関する情報を確認する必要があるとき。

(情報提供請求に係る正当な理由)

第23条 当会社が情報提供請求をすることができる場合として振替法277条に規定する正当な理由は以下のとおりとする。

- (1) 加入者の同意があるとき。
- (2) 株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき。
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- (4) 当会社が、法令等に基づき、株主に関する情報を公表し、又は官公署若しくは金融商品取引所に提供するために必要があるとき。
- (5) 上場廃止、免許取消しその他当会社又は株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。

附 則 この規程の改正は、取締役会の決議によるものとする。

制定日：2008年6月23日

改正日：2022年8月22日

以 上